参考資料6-1

諮問第96号 環地保発第03085001号 平成15年8月5日

中央環境審議会

会長 森 嶌 昭 夫 殿

環 境 大 臣 鈴 木 俊 一

今後の廃棄物の海洋投入処分等の在り方について(諮問)

環境基本法(平成5年法律第91号)第41条第2項第2号の規定に基づき、 今後の廃棄物の海洋投入処分等の在り方について、貴審議会の意見を求めます。

(諮問理由)

地表環境の大部分を占める海洋環境の保全は、地球環境保全にとって極めて 重要であり、海洋汚染の要因となる廃棄物の海洋投入処分についても、厳格に 管理することが求められる。

国際的には、「廃棄物その他の物の投棄による海洋汚染の防止に関する条約」 (いわゆる「ロンドン条約」)により、廃棄物の海洋投入処分等の規制が行われており、我が国としても、同条約を締結し、所要の制度を整備し、海洋投入処分等の適切な管理を行ってきたところである。

このロンドン条約について、廃棄物の海洋投入処分等の規制をさらに強化することを内容とする議定書が平成8年(1996年)に採択されており、国際的に、海洋投入処分等につき、より厳格な管理体制を導入することが求められている。

このため、同議定書の締結に向けた、今後の廃棄物の海洋投入処分等の在り 方について、貴審議会の意見を求めるものである。